



みなとオアシス制度と取組について

北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課

1. はじめに

「みなと」は、古くから地域の拠点として暮らしや産業を支え、特色ある歴史・文化を育んできました。近年、地域の特色を生かした、にぎわいの創出や観光の拠点づくりなど、地域の魅力づくりに貢献できる「みなとづくり」がますます求められており、これらのニーズに対応するため、北海道開発局では、平成19年2月に「北海道みなとオアシス」制度を創設しました。

2. 北海道みなとオアシス制度

「北海道みなとオアシス」制度とは、旅客ターミナル、広場、海浜など、みなとの施設やスペースを活用した地域活性化を目指す住民参加型の取組に対して、活動の拠点となる施設あるいは地区を「北海道みなとオアシス」として登録を行い、各種支援を講じるものです。みなとオアシスに登録することで、みなとに人々が集い、交流する場所ができるとともに、住民参加型の取組みが活発化することにより、地域の振興に役立つことが期待できます。

また、地域のニーズを反映し、より地元で愛される拠点とするため、「北海道みなとオアシス」は、構想段階から運営段階まで、住民参画のもとで行うことが大きな特色になっています。これにより、住民の方々や港湾管理者等が、みなとの資源を活用して地域活性化を目指すみなとまちづくりを行う際に、北海道開発局から様々な支援を受けることが可能になります。

(1) 設置主体

港湾管理者または港湾管理者に代わりうる公的な団体

(2) 運営主体

港湾管理者、市町村、NPO、地域協議会

(3) みなとオアシスの施設・機能

- 基本施設：情報提供施設、休憩スペース、トイレ、駐車場 等
- その他施設：旅客ターミナル、海浜、マリーナ 等
- サービス機能：情報提供、休憩、交流、物販機能 等



みなとオアシス「紋別」 エリア図



みなとオアシスエリアを活用して開催されたイベント（紋別流氷まつり）

(4) 支援内容

- みなとオアシスのシンボルマークの使用
- 国土交通省・北海道開発局のホームページ等による広報
- 道路地図への掲載や道路標識の設置の支援ほか



みなとオアシス シンボルマーク

3. 北海道みなとオアシス登録状況

「北海道みなとオアシス」には9 オアシスが登録されており、現在、釧路港においてもオアシス登録に向けた検討を行っているところです。



北海道みなとオアシス登録箇所と登録年月日

4. 北海道みなとオアシス活性化協議会

(1) 目的

今後、更なる「みなとオアシス」の登録件数の増加も見込まれることから、みなとオアシスの相互の情報交換や意見交換の場の提供、みなと施設を活用した地域活性化を更に促進することを目的として「北海道みなとオアシス活性化協議会（以後、協議会という）」を平成 23 年 6 月に設置しております。

(2) 協議会構成機関

協議会は、「北海道みなとオアシス」の運営協議会員、北海道開発局及び本協議会の目的に賛同する団体から構成しています。

〈構成機関〉

- ・みなとオアシス「わっかない」運営協議会
- ・「みなとオアシス網走」運営協議会
- ・「みなとオアシス江差」運営協議会
- ・みなとオアシス「苫小牧」運営協議会
- ・「みなとオアシスれぶん」運営協議会
- ・「みなとオアシス室蘭」運営協議会
- ・みなとオアシス「函館」運営協議会

- ・みなとオアシス「もんべつ」運営協議会
- ・「みなとオアシスりしりとう・おしどまり」
- ・NPO 法人 北海道みなとの文化振興機構
- ・(一社) 寒地港湾技術研究センター
- ・北海道開発局

(3) 協議会の主な取組事項

協議会の主な取組事項につきましては、下記のとおりです。

- 1) みなとオアシス相互の情報と意見の交換
- 2) みなとオアシスの振興に関すること
- 3) みなとオアシスの PR に関すること



協議会開催状況 (H26.2.18)

5. さいごに

次号より、「北海道みなとオアシス」登録第 1 号である、みなとオアシス「わっかない」から順次、各みなとオアシスでの取組状況を紹介します。

参考：国土交通省北海道開発局 北海道みなとオアシストップページ

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/minatooasis/index.html

